

## クリーンセンター連絡協議会会則

### (設置)

第1条 日野市クリーンセンター内に設置する新可燃ごみ処理施設及びプラスチック類資源化施設の建設及び運営に関する情報を、日野市及び浅川清流環境組合(以下「市等」という。)が地域住民に提供することにより、地域住民の安全・安心の確保及び施設の円滑な運営を図るため、クリーンセンター連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

### (構成)

第2条 連絡協議会は、次の自治会をもって構成する。

- ①新石自治会 ②新井自治会 ③落川上自治会 ④百草園団地自治会
- ⑤百草園自治会

### (組織)

第3条 連絡協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、日野市クリーンセンターが所在する地域の自治会から選出する。
- 3 委員は、構成する各自治会から各々2名選出する。ただし、会長を選出した自治会は、会長のほか、委員2名を選出する。
- 4 委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。

### (会長)

第4条 会長は、連絡協議会を統括し、会議を招集し、会議の議長となる。

### (所掌事項)

第5条 連絡協議会は、以下の事項について市等から報告を受け、意見交換を行う。

#### ①工事に関する情報

- ・工事進捗状況
- ・施工計画(車両計画)に関する報告
- ・工事中の環境影響に関する報告

#### ②環境に関する情報

- ・施設運転時の排ガス・排水等の測定結果
- ・環境影響に関する報告
- ・環境定点測定の結果報告

#### ③ごみ処理状況の報告

- ・ごみ焼却処理量の報告(各市別の処理量)
- ・搬入車両の台数
- ・日野市の資源化に関する情報

(会議の開催)

第6条 会議は、施設建設中は年間4回、稼動後は年間2回、開催する。

2 会長は、必要がある場合は、臨時に会議を招集することができる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、日野市クリーンセンターごみゼロ推進課に置く。

付則

1. この会則は、平成30年9月29日から施行する。

2. 連絡協議会は第2条のとおり5自治会をもって構成するものとするが、当面は平成30年9月29日現在、参加表明している自治会で設置する。

なお、参加表明していない自治会には、事前に開催することを通知する。また、開催後は、会議報告等を行うものとする。